

平成29年度～令和4年度 社会福祉法人織田やすらぎ会 社会福祉充実計画（令和2年変更）

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人 織田やすらぎ会		法人番号	5210005006925					
法人代表者氏名	坂下 正人								
法人の主たる所在地	福井県丹生郡越前町織田 83-24-1								
連絡先	0778-36-1170								
地域住民その他の関係者への 意見聴取年月日									
公認会計士、税理士等の 意見聴取年月日	当初：平成29年5月26日				変更：令和2年6月17日				
評議員会の承認年月日	当初：平成29年6月12日				変更：令和2年6月26日				
会計年度別の社会福祉充実残額 の推移（単位：千円）	残額総額 （平成28年度末 現在）	1か年度目 （平成29年度末 現在）	2か年度目 （平成30年度末 現在）	3か年度目 （令和元年度末 現在）	4か年度目 （令和2年度末 現在）	5か年度目 （令和3年度末 現在）	6か年度目 （令和4年度末 現在）	合計	社会福祉充実 事業未充当額
	622,930 千円	633,900 千円	672,500 千円	664,680 千円	624,270 千円	582,360 千円	0 千円	0 千円	0 千円
うち社会福祉充実事業費 （単位：千円）		0 千円	0 千円	0 千円	8,130 千円	41,910 千円	582,360 千円	632,400 千円	
本計画の対象期間	平成29年4月1日～令和5年3月31日								

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目 (平成29年度)	特別養護老人ホームやすらぎ荘改築事業	社会福祉事業	新規	移転予定地の選定	無	0千円
	小計					
2か年度目 (平成30年度)	特別養護老人ホームやすらぎ荘改築事業	社会福祉事業	新規	移転予定地の選定	無	0千円
	小計					
3か年度目 (令和元年度)	特別養護老人ホームやすらぎ荘改築事業	社会福祉事業	新規	移転予定地の選定	無	0千円
	小計					
4か年度目 (令和2年度)	特別養護老人ホームやすらぎ荘改築事業	社会福祉事業	新規	土地賃貸借契約、施設基本設計	無	8,130千円
	小計					
5か年度目 (令和3年度)	特別養護老人ホームやすらぎ荘改築事業	社会福祉事業	新規	施設実施設計	無	41,910千円
	小計					
6か年度目 (令和4年度)	特別養護老人ホームやすらぎ荘改築事業	社会福祉事業	新規	建設工事	有	1,000,000千円
	小計					
合計						1,050,040千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	特別養護老人ホームやすらぎ荘が施設建築から35年を経過し、老朽化していることから改築を行うこととした。
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

単位：千円

事業名	事業費内訳	1か年度目 ～3か年度目	4か年度目 (令和2年度)	5か年度目 (令和3年度)	6か年度目 (令和4年度)	合計
特別養護老人ホームやすらぎ荘 改築事業	計画の実施期間における事業費合計	0	8,130	41,910	1,000,000	1,050,040
	財源構成 社会福祉充実残額	0	8,130	41,910	582,360	632,400
	補助金					
	借入金					
	事業収益					
	その他				417,640	417,640

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	特別養護老人ホームやすらぎ荘 改築事業
主な対象者	特養利用者
想定される対象者数	88人
事業の実施地域	福井県丹生郡越前町織田

事業の実施時期	平成29年4月1日～令和5年3月31日	
事業内容	老朽化した特別養護老人ホームやすらぎ荘を改築し、利用者に快適な環境を提供する。（規模等は未定）併せて、古い施設は、解体する。	
事業の実施スケジュール	1～3か年度目	移転予定地の選定
	4か年度目	土地賃貸借契約、施設基本設計
	5か年度目	施設実施設計
	6か年度目	建設工事
事業費積算 (概算)	改築工事費 1,000,000 千円	設計委託料 47,300 千円
	その他経費 2,740 千円	
	合計	1,050,040 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 632,400 千円)
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

当初予定していた建設地は、全体面積が少なくかつ町道で敷地が2分割される等利用が制限されていた。そのような中、町内の広大な土地所有者から、「貸してもいい。」との話が出た。

この土地は地図混乱地であり、建設できるかどうかの調査に時間を要したが、令和2年度初旬に建設の目途が立った。令和2年度から本格的な建設準備に入るが、完成は令和5年度末、移転完了・解体は令和6年度を予定している。